

諮問第43号

## 答 申

### 第1 審査会の結論

千葉市長（以下「実施機関」という。）が異議申立人に対し平成22年3月31日付け千葉市指令保健保第5号により行った「滞納繰越者数の中の電話番号がわかる件数」（以下「本件公文書」という。）を不存在による不開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

#### 1 公文書開示請求

異議申立人は、平成22年3月17日付けで、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、「滞納繰越者の中の電話番号がわかる件数（平成16～21年度）、不通及び不明、返送の件数」の開示を求める公文書開示請求書を提出し、実施機関は、同日これを収受した。

#### 2 不開示決定

実施機関は、開示請求に対し、請求のあった本件公文書は未作成により存在しないとして本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、実施機関が行った本件処分を不服として、平成22年5月28日付けで、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立書を提出し、実施機関は、同月31日にこれを収受した。

#### 4 諮問

実施機関は、条例第19条の規定に基づき、平成22年9月30日付け22千保健保第649号により本審査会に諮問した。

### 第3 異議申立人の主張

異議申立書による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、滞納繰越者の電話番号数の開示を求めるといものである。

#### 2 異議申立ての理由

滞納者の電話番号把握数（率）が存在しない訳がない。

### 第4 実施機関の説明

異議申立てに対する実施機関の理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### 1 本市の国民健康保険料滞納者情報の処理方法等について

本市の国民健康保険料に係る情報は、国民健康保険システムにより管理している。滞納者との交渉や調査により判明した連絡先については、職員が当該システムに入力し、最新の情報に更新している。

このように、滞納者情報は随時更新されているため、職員が滞納者に架電する際も、当該システムで直近の情報を確認している状況である。

#### 2 本件公文書を不開示とした理由について

本市では、文書による催告や差押え等の滞納処分及び徴収嘱託員による訪問徴収を中心に滞納整理を行っており、電話による催告は補助的なものと位置づけている。そのため、電話番号の把握件数及び電話番号判明率を把握する必要性は乏しい。

よって、本市では本件公文書を紙媒体でも電磁的記録でも作成をしておらず、本件処分を行った次第である。

### 第5 審査会の判断

審査会は、本件公文書並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明を検討した結果、以下のように判断する。

#### 1 本件公文書について

異議申立人は、開示請求書において、「滞納繰越者数の中の電話番号がわかる件数（平成16～21年度）、不通、及び、不明、返送の件数」の開示を求めている。

実施機関では、国民健康保険料滞納者に係る情報を、国民健康保険システムにおいて管理している。同システムでは、千葉市の国民健康保険料に係るすべての情報が管理されており、滞納者の情報について、催告書の発送履歴、納付相談交

渉の経過記録等の滞納情報、及び、滞納者に係る情報が記録されており、滞納繰越者の電話番号が判明している場合には、当該電話番号が記録され、同システムの端末において電磁的記録として閲覧することができる。また、この他に実施機関において国民健康保険料の滞納者の電話番号が記録されている公文書は存在しないものと推認される。

したがって、本件開示請求の対象として特定すべき公文書とは、上記の健康保険システムに記録された情報のうち、平成16年度から平成21年度までに、国民健康保険料の滞納者で電話番号が判明している件数と架電ないし催告書等に対する不通、不明及び返送の件数を表す文書といえる。

## 2 本件公文書の不存在について

実施機関では、国民健康保険料の滞納者について、国民健康保険システムに記録された情報に基づき徴収嘱託員による訪問徴収を実施し、交渉の記録、調査により判明した連絡先等を再度、同システムに記録する運用を行っている。そのため、同システム上での滞納者情報は、随時、最新の情報に更新されている状況にある。

したがって、国民健康保険料の滞納者で電話番号の判明している件数とは、各時点で国民健康保険システムに記録されている滞納者情報のうち、滞納者の電話番号が記録されている件数をその都度、集計することで明らかとなる。すなわち、本件開示請求の対象である「滞納繰越者数の中の電話番号がわかる件数」を記録した公文書が存在するといえるのは、実施機関において、過去、平成16年度から平成21年度までの各年度に、国民健康保険料の滞納者で電話番号の判明している件数を集計する公文書が作成されていた場合ということになる。このことは、異議申立人の開示請求における「不通」、「不明」及び「返送」の各件数についても同様である。

実施機関の説明によると、実施機関においては、国民健康保険料の滞納者に対し、文書による催告、差押え等の滞納処分及び徴収嘱託員による各個への訪問徴収を中心に滞納整理を実施し、架電による催告は補助的に行っており、かかる業務運営の下で、滞納者情報のうち電話番号の判明している件数ないし判明率等を特に集計して把握する必要性は乏しく、「滞納繰越者数の中の電話番号がわかる件数」を示す帳票等は紙媒体及び電磁的記録のいずれについても作成していないとしている。

本審査会が国民健康保険システムについて検分したところでは、実施機関における国民健康保険料の管理業務において、滞納された国民健康保険料の徴収業務等は国民健康保険システムの記録により行われるものであり、電話による催告は業務の目的達成のための手段の一つに過ぎず、専ら滞納者情報のうちから電話番号の判明している件数の把握を目的とした公文書をことさらに各年度において作成する義務が実施機関にあるとは認められず、その他、このような文書を作成もしくは使用していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点は見受けられ

ないものと考えられる。このことは、本件請求における「不通」、「不明」及び「返送」の各件数についても同様といえる。

よって、本審査会は、実施機関が不存在を理由とする不開示決定をしたことは妥当であると判断する。

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

<参考>

## 答申に至る経過

年 月 日	内 容
平成22年 9月30日	諮問書の受理
平成22年12月 8日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年 4月17日	実施機関理由説明及び審議（第121回審査会）
平成24年 5月29日	審議（第122回審査会）
平成24年 6月26日	審議（第123回審査会）
平成24年 7月31日	審議（第124回審査会）